

ハンセンボランティア「ゆいの会」規約

2004. 3. 7 制定

(名称)

第1条 本会は、ハンセンボランティア「ゆいの会」と称する。

(目的)

第2条 本会は、岡山県内にある国立療養所長島愛生園及び邑久光明園の入所者の社会交流の促進するための活動を行い、もってハンセン病に対する差別偏見の解消に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するためにつきの活動を行う。

- (1) ボランティア養成事業
- (2) ボアンティア活動への理解と参加を促進する事業
- (3) ボランティアの登録事業及びコーディネート事業
- (4) 県、関係市町村、社会福祉協議会、ソーシャルワーカー等関係機関との連携を図る活動
- (5) ボランティアニュース「ゆい」の発行、配布
- (6) その他本会の目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、前条の目的に賛同する正会員及び賛助会員をもって構成する。

(組織)

第5条 本会は、次の組織により運営する。

- 1 運営委員若干名で運営委員会を構成し、会長1名、副会長1名、事務局長1名及び監査1名を選任し、運営にあたる。
- 2 運営委員会は、会長が召集し、次の事項を協議する。
 - 1) 事業報告及び決算報告
 - 2) 事業計画および予算
 - 3) 本規約の改廃に関する事項
- 3 総会は、会長が毎年1回これを招集する。
- 4 総会は、以下の事項を決議する。なお、総会の議事は、出席者の過半数を以って決する。
 - 1) 運営委員の選出
 - 2) 第2項の1～3
- 4, 事務局を設置し、庶務、会計、広報等にあたる。
事務局は、岡山合同法律事務所内におく。

(財政)

第6条 本会費及び寄付金をもって運営する。

1 会費は正会員は年額2,000円とする。

2 賛助会員は一口5,000円とする。

3 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付則 この規約は、平成16年4月1日から施行する。